

<p>第一条 (略)</p> <p>(事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧場所)</p> <p>第二条 法第五条第四項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第三項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の書面を公衆の縦覧に供する場所は、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)の所在地(特定事業場が二以上の市町の区域にまたがる場合にあつては、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする場所とする。以下同じ。)を管轄する地域事務所及び市町の事務所並びに環境県民局環境部環境保全課とする。</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧場所)</p> <p>第二条 法第五条第四項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第三項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の書面を公衆の縦覧に供する場所は、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)の所在地(特定事業場が二以上の市町の区域にまたがる場合にあつては、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする場所とする。以下同じ。)を管轄する地域事務所及び市町の事務所並びに環境部環境対策局環境対策室とする。</p> <p>第三条 (略)</p>
--	--